

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：附属図書館の改修に伴い図書館内の施設に変更があったため、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）<u>ラーニングcommons</u> （2）グループ学習室 2 施設の利用については、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規則は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</u> <u>2 東京学芸大学附属図書館常設展示設備利用要項（平成18年6月22日制定）は廃止する。</u>		〔省略〕 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）<u>AVホール</u> （2）グループ学習室 <u>（3）展示及び掲示の設備</u> 2 施設の利用については、別に定める。 〔省略〕	